

第 4 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

平成24年7月25日

閉 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

## 第4回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成24年7月25日（水曜日）

午後1時59分開議

午後3時22分閉会

本日の会議に付した事件

熊本広域大洪水に係る被害状況等について

入札制度見直し結果の検証について

出席委員（7人）

委員長	森	浩	二
副委員長	淵	上	陽
委員	井	手	順
委員	西	聖	一
委員	早	田	順
委員	内	野	幸
委員	杉	浦	康

欠席委員（1人）

委員	岩	中	伸
----	---	---	---

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長	船	原	幸	信
政策審議監	佐	藤	伸	之
道路都市局長	猿	渡	慶	一
建築住宅局長	生	田	博	隆
監理課長	金	子	徳	政
土木技術管理課長	西	田	浩	
道路保全課長	亀	田	俊	二
都市計画課長	内	田	一	成
下水環境課長	軸	丸	英	顕
河川課長	林	俊	一郎	
港湾課長	松	永	信	弘
砂防課長	古	澤	章	吾
住宅課長	平	井	章	

事務局職員出席者

議事課課長補佐	松	尾	伸	明
政務調査課課長補佐	森	田		学

午後1時59分開議

○森浩二委員長 それでは、第4回建設常任委員会を開催いたします。

本日は、前回の委員会において報告されました入札制度見直しの検証について再度説明を受ける予定ですが、議事次第のとおり、まず熊本広域大洪水に係る被害状況等の説明を受けまして、その後で入札制度の見直し結果の検証を行いたいと思います。

それでは、執行部からの説明を受けたいと思いますが、質疑は説明の後にそれぞれ受けたいと思います。また、説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のままで行ってください。

それではまず、船原土木部長から総括説明をお願いします。

○船原土木部長 それでは、着座のまま説明させていただきます。

まず、7月12日の熊本広域大洪水に係る被害状況等について御報告申し上げます。

7月12日の記録的な豪雨に伴いまして、阿蘇地域及び白川中流域を中心に甚大な被害を受けたところであります。

ここで、改めまして災害により亡くなられた方の御冥福を心からお祈りいたしますとともに、被害を受けられた方々に対しお見舞いを申し上げます。

今回の豪雨による公共土木施設の被害額は、7月24日現在で165億円余となります。そのうち、特に甚大な被害を受けた阿蘇市で

は、63億円余の被害額となっております。

土木部といたしましては、一日も早い復旧に向けて最大限の努力をしまいる所存でございますので、委員の皆様のご指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。

本日は、そのほか報告事項といたしまして、熊本広域大水害に係る被害状況等について及び入札契約制度見直しの検証を御報告させていただきます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○森浩二委員長 それでは次に、熊本広域大水害に係る被害状況等について、関係課長から順次説明をお願いします。

○金子監理課長 報告事項1をお願いいたします。

熊本県の災害対策本部の会議の状況について御報告申し上げます。1ページでございます。

被災当日、7月12日午前5時20分に災害警戒本部を設置し、午前7時に災害対策本部を設置しております。以下、本日まで第16回の災害対策本部を開催しております。

1ページめくっていただいて、3番目に、関係機関の活動状況を掲載しております。

次のページ、被害情報でございます。

本日9時現在の熊本県災害対策本部で取りまとめた被害状況でございます。(1)番の人的被害でございますが、死者23名、行方不明者2名。(2)の住宅被害の状況でございます。全壊、半壊等、熊本市及び阿蘇市等を含め、合計で4,000棟弱の被害がっております。

今後、県の対応方針でございますが、地元消防、地元警察等により行方不明者の捜索に当たるとともに、避難者の生活も長期化しております。市町村等と連携して、被災地のニ

ーズの把握、支援に万全の対策を講じることとしております。それにあわせ、全庁挙げて災害対策に当たることとしております。

以上、災害対策本部関係の説明でございます。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます。

私のほうから、道路災害の被害状況につきまして御報告を申し上げます。

インデックスがついておるかと思いますが、まず、河川課のインデックスの2ページ目を恐れ入りますけれどもおあげいただきたいと思っております。横表の左側に2ページと打つてあるところ、河川課の3枚目でございます。

左のほうに、今回の被害状況の総括表が掲げられております。この中ほどに、道路、橋梁というのがございまして、道路関係の災害が件数で538件、金額で48億7,400万円、それから、橋梁災害が17件、被害総額が18億9,100万円という、現時点での報告がなされております。

次に、道路保全のA3の図面のほうに戻っていただきます。

少し図面が小さくて申しわけございませんが、交通規制の現時点におきます全面交通どめの箇所をあらわしてございまして、規制箇所をピンクの四角囲みであらわしてございまして、左上の表をごらんください。

被災直後は県下の176カ所で全面通行どめとなりましたが、昨日、24日17時現在で、全面通行どめの継続箇所は国道1カ所、県道20カ所、計21カ所となっております。

阿蘇地域の幹線道路の状況につきまして、若干御説明をいたします。

国道57号の阿蘇市一の宮町滝室坂におきまして大規模な斜面崩壊が発生したことから、12日の朝5時40分から全面通行どめとなっております。国土交通省では、昼夜施工で懸命

の復旧作業を行っておられますが、現在のところ、通行どめの解除の時期としては9月上旬になる見込みということでございます。図面の赤の点線は、各方面への国道57号の迂回路を示しております。

県管理の主要幹線道路につきましては、国道が265号の箱石峠付近と、県道が大規模な山腹崩壊が発生しました一の宮町三野の主要地方道別府一の宮線、通称やまなみハイウエーでございますが、ここがいずれも全面通行どめを継続中でございます。

次のページをお願いいたします。

阿蘇地域の主な災害の被災状況をあらわしております。

図面の凡例をお示ししなくて申しわけございませんが、赤のバツテンは、現在も全面通行どめの箇所でございます。青のバツテンは、既に片側交互交通で開放した箇所でございます。

写真の左上から順に、国道212号の大観峰付近は、21日に全面通行どめを解除しております。左上から2枚目は、先ほど説明しました別府一の宮線、下段左は、白川の出水で代官橋の左岸橋台背面が流失した状況でございます。それから、次横が、57号の先ほど申しました滝室坂の被災状況並びに仮復旧の状況でございます。3枚目が、国道265号箱石峠付近の山腹崩壊の状況です。右下と上は、高森波野線、南小国波野線の被災状況でございます。

次のページをお願いいたします。

県南地域の主な道路災害の状況でございます。

今回の豪雨による災害は、県北のみならず、球磨地方を中心に県南の各地域でも多くの災害が発生しております。

写真左上から、五木村の宮原五木線は、五木小川という河川が氾濫しまして、頭地から約3～4キロのところまで道路の一部が崩壊しております。次の球磨村の219号と写真右中

央の五木村の国道445号につきましては、山側からの土砂が道路に堆積しまして、一時交通が不能となりましたが、応急復旧工事を行い、現在は片側通行で通行が可能となっております。そのほかは、一般県道の被災状況でございます。

きょう現在、直轄国道を含めると、県内で22カ所の全面どめが継続中でございますが、地元では、関係者一同、一日も早い規制解除に向け懸命の復旧作業工事を行っているところでございます。

以上が道路関係の被災状況でございます。

○林河川課長 河川課でございます。

河川の被害状況について御報告いたします。

タイトルが、平成24年7月九州北部豪雨による洪水被害についてと記載された資料になります。

まず、表紙の写真でございますが、右は、今回甚大な浸水被害が発生いたしました熊本市北区の龍田陳内4丁目のほぼピーク時に当たります午前10時の氾濫状況の写真になります。左は、同じ地区になりますが、逃げおくれた住民を県の防災ヘリが救出活動を行っている模様になります。

1枚おめくりください。

まず、今回の雨の概要でございます。

7月12日の未明から、熊本、それから阿蘇地方を中心に猛烈な雨になりまして、これまでに経験したことのないような大雨になりました。

右下の棒グラフをごらんください。

坊中観測所での1時間と3時間雨量を基本の最多雨量と比較した図になります。いずれも、これまでの最高を上回る観測史上最高の1時間で124ミリ、3時間で315ミリの雨量を記録しております。

左下の図をごらんください。

過去の主要洪水における24時間雨量を比較

したものになります。

左が、昭和28年の、いわゆる6.26水害になりますが、このときが24時間で432ミリ、真ん中が、近年の主要洪水であります平成2年で376ミリ、これに対しまして、右の今回は、わずか7時間で28年を上回る452ミリに達しております。

右上の図をごらんください。雨量のカウンター図になります。

ごらんのように、特に阿蘇地方を中心に記録的な集中豪雨になったことがうかがえます。

2ページをごらんください。

この雨による公共土木施設の被害の状況になります。

家屋浸水のほかに、左の表にありますように、河川、砂防、それから道路といった、いわゆる公共土木施設に記載のような被害が発生しております。

最下段にありますように、現時点で箇所数では約1,600カ所、金額では約165億円の被害になっております。

地域ごとの件数割合を示したものがその右の円グラフになります。

ごらんのように、件数ベースで約6割が阿蘇管内に集中しております。これは金額ベースでも同じでございます。

3ページをごらんください。

この雨による水位の状況になります。

ごらんのグラフは、熊本市の白川・代継橋地点における水位を示したものであります。白川の上流で1時間に100ミリ前後の雨が4時間連続して継続したことなどで、2時間で約4メートルという急激な水位上昇が観測されております。

また、今回の最高水位は、グラフにありますとおり、6.32と、これまでの最高水位を更新しておりまして、昭和31年の観測以来史上最高になっております。

浸水被害が特に甚大であった白川水系の熊

本市とそれから阿蘇市の状況について、次に御説明いたします。4ページをごらんください。

まず、熊本市の状況でございます。

ごらんの図は、左下が国と県の管理境界になります小碓橋から、右上は国体道路みらい大橋、ここまでの約9.9キロを示しております。薄いブルーで着色した部分が今回の浸水エリアになります。

表に記載のとおり、現時点では、浸水面積が約100ヘクタール、約875戸の家屋浸水が確認されておりまして、被害額は約110億円になっております。

今回、住宅の浸水被害が特に集中した地区が、左下の赤い点線で囲んだ範囲になりますが、その部分を拡大したものが次の5ページになります。

2地区ございまして、下流側が龍田陳内4丁目、上流側が龍田1丁目になります。それぞれの地区の浸水写真を下のほうに示しております。

右上の表をごらんください。

左から2列目になりますが、両地区合わせた浸水面積は合計で約23ヘクタール、浸水戸数は約500戸、被害額は約65億円になっております。

6ページをお願いいたします。

次は、上流に当たります阿蘇市の黒川でございます。

図面右が上流、左が下流になります。薄いブルーが今回の浸水エリアになりますが、ほぼ全線にわたりまして浸水が発生しております。表に記載のとおり、浸水面積は約2,000ヘクタール、約2,700戸の家屋浸水が確認されておりまして、被害額は約300億円というふうになっております。

7ページをごらんください。

最後に、復旧に向けての対応状況でございます。

まず1でございますが、国交省の緊急災害

対策派遣隊、いわゆるTEC-FORCEによる支援活動が、発生当日の12日から実施されております。白川、菊池川ほかにおきまして、TEC-FORCE19名によりまして被災状況の調査、復旧方針への技術的支援、助言をいただきました。

2の土木部でも、災害応援ということで、初動対応、情報収集などを目的に、技術職員27名を阿蘇と菊池などへ派遣いたしました。

3、被災箇所の応急対策でございます。大規模災害時支援協定に基づきまして、建設業協会の御協力をいただき、土のう積み等の応急処置を実施しております。

最後に4、今後の復旧、復興に向けた取り組みでございます。甚大な被害が発生した河川につきましては、再度災害防止の観点から、効果的な治水対策について早急に検討を進めてまいります。また、被災箇所につきましては、できる限り速やかな復旧に努めてまいりたいと思っております。

それから、1級水系の治水対策につきましては、国と連携しながら、上下流バランスも考慮しながら取り組んでまいりたいと思っております。今後とも議会の御指導、御鞭撻をお願いいたします。

以上です。

○古澤砂防課長 インデックスの砂防課のところをごらんいただきたいと思います。

今回の大災害におけます土砂災害における被害状況でございます。

まず、人命、それから家屋に係る土砂災害情報として掲載しております。

今回の災害では、23名の方のとうい命を失っております。その大半がこの土砂災害で失われております。

まず1番目に、阿蘇市の坂梨で、山腹崩壊に伴いまして家屋が2戸倒壊し、6名の方が亡くнаられております。また、その一の宮の三野でも、同じく土石流や崖崩れによりまし

て4名の方が亡くнаられております。同じく、一の宮手野、ここでも土石流、崖崩れによりまして5名の方がお亡くなりでございます。また、阿蘇内牧の近くの三久保で土石流2件が発生し、ここでも3名の方が亡くнаれております。それから、南阿蘇村立野、新所3カ所で崖崩れが発生しておりまして、ここで3名の方がお亡くなりでございます。計20名の方がお亡くなりで、また、1名の方がまだ行方不明ということでございます。

それから、菊池市内で2カ所、豊間とそれから旭志伊萩で崖崩れが起こっておりますけれども、家には被害を及ぼしたものの死傷者はなく、また、無事に救助を得られまして命には別状ないということで聞いております。

それから、県南のほうでございますけれども、球磨村、相良、五木でそれぞれやはり土石流が発生しております。球磨村の神瀬では、国道219号線を一時通行どめにするような土石流が発生しておりますけれども、人家1戸が被災しておりましたけれども、避難済みということで人命の損傷はございません。それから、相良村の四浦西におきましても、2件の土石流が発生しておりますけれども、こちらでも人家には被害は及ぼしたけれども、死傷者等の人命には被害を及ぼしておりません。また、五木村の九折瀬でも土石流が発生しております。ここでは人家1戸が被災し、ここでも無事に人命の被災はございませんでした。その他、益城町でも、田原で崖崩れが起こり、人家に軽少の被災を起こしたということの報告を受けております。

これ以外にも、人家等の被害がない土砂災害が現時点で103カ所確認しております。また、砂防施設被災でございますけれども、これにつきましても現在198カ所を確認しております。また、さらに調査を継続しておりますので、詳細については、今後また御報告させていただきたいと思っております。

今後の対応方針でございますが、土砂災害発生箇所にて特に緊急性が高い箇所を対象にしまして、災害関連緊急砂防事業につきまして、おおむね1カ月の採択申請に向けて、今現在国との協議とそれから調査を行っているところでございます。

その他、土砂災害が発生した箇所につきましても、砂防激甚災害対策特別緊急事業の採択に向けて、調査を並行して進めているところでございます。

1ページめくっていただきまして、土砂災害に関しまして、各県下一円で被害が起こっております。特に、やはり阿蘇が86件ということで大きい数字が上がっております。全体で103カ所ということでございます。

1枚めくっていただきまして、特に甚大な被害が起こりました阿蘇地域での土砂災害の位置図でございます。

A3の縦長でございますけれども、左下のほうにありますのが南阿蘇立野の新所というところで、2名の方が亡くなられたところでございます。それから、左側上でございますけれども、阿蘇市三久保、ここで2カ所土石流が発生しております、三久保①、三久保②ということで、ここでも死者3名を数えております。それから、右上でございますけれども、阿蘇市一の宮手野で、宮川3あるいは土井川というところで土石流が発生し、ここで5名の方がお亡くなりになっておられます。それから、一の宮町の三野で、これは阿蘇品川1で上げておりますけれども、ここにはたくさんの土石流が発生しております、土砂災害を起こしております、ここで4名の方が亡くなられております。それから最後に、一の宮町の坂梨でございます。これが一番報道等でも大きく報道されました、いわゆる山腹崩壊から土石流となり、6名の方がお亡くなりになっているところでございます。

2枚めくっていただきますと、それぞれの被災箇所の概略の図面を掲載させていただ

いております。詳細につきましては、この調書をごらんいただきたいと思います。

砂防課からの説明は以上でございます。

○松永港湾課長 港湾課です。

インデックスがあるかと思えますけれども、港湾課のほうから、海岸漂着物等に関する対応状況について御説明いたします。

海岸の管理は、河川課所管の建設海岸、農地整備課所管の農地海岸、漁港漁場整備課所管の漁港海岸及び港湾課所管の港湾海岸の4海岸がございますけれども、今回の豪雨災害に伴います海岸漂着物については港湾課で取りまとめを行っておりますので、これら4海岸全体の状況について御説明いたします。

まず、7月24日時点における漂着物の状況ですが、全体で65海岸、3万4,351立米が確認されております。内訳といたしましては、有明海沿岸では、荒尾市の荒尾海岸ほか17海岸に1万6,403立米が、また、八代海沿岸では、宇城市の手場海岸ほか46海岸に1万7,948立米が漂着しております。なお、天草西海岸での漂着物は確認されておられません。

次に、漂着物を再度海域へ漂流させないための応急措置につきましては、建設業協会との災害時の支援活動に関する協定に基づきまして、7月18日に知事から協力要請を行いました。これを受けまして、天草と八代地域では回収作業を完了いたしまして、漂着量が多い玉名と宇城地域では現在作業中でございます。

なお、裏面の写真は、上天草市の大湊海岸における応急措置の状況でございます。

また、今回の作業には、4地域合計で現時点で122社の建設業協会会員、企業の皆様に御協力いただいていることを御報告いたします。

最後に、漂着物の最終的な処理につきましては、海岸漂着物は一般廃棄物に区分されることから、原則として焼却処分が必要となり

ます。このため、国交省事業であります災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の採択に向けて関係省庁との協議を行っているところで、事業採択後、海岸関係4課が連携し、できるだけ早期の処理に努めたいと考えております。

説明は以上です。

○平井住宅課長 住宅課でございます。

住宅というインデックスがついている資料をごらんいただきたいと思います。

被災者に対する住宅支援の状況について報告をさせていただきます。

まず、1の県営住宅の提供でございますが、①の提供条件としまして、対象住宅は、入居の申請がなされたときに空き住戸となっているもの、これは県営住宅は常時入退去が行われておりますので、常に20戸ほどの入居可能な空き住戸がございます。これを提供しております。

対象者は、住宅の損壊の程度が半壊以上の被災者の方で、市町村からの罹災証明を受けてらる方。入居期間は原則6カ月以内で、最大1年まで更新可能。費用は、敷金、家賃などは無料、共益費や光熱水費は自己負担をお願いしております。

次に、②の申請、入居決定の状況でございますが、17日から受け付けを開始しておりまして、24日現在で——これは現時点でも同じでございますが、申請された方が8世帯21名、このうち既に入居されている方が4世帯9名でございます。全て入居されている方は熊本市民の方でございます。

次に、2の応急仮設住宅建設への対応でございますが、阿蘇市におかれまして43戸の木造仮設住宅の建設が計画されており、同市の協力要請を受けまして、候補地として示された敷地の現地確認や配置計画などの技術支援を行うとともに、建設に当たりましては、昨年、県と災害協定を結びました熊本県優良住

宅協会に協力を要請しておりまして、現在施工工期やコスト等の建設条件の整理、施工のための設計図書の作成を進めております。今後できるだけ早期に工事着手ができるよう、作業を進めている状況でございます。

住宅課は以上でございます。

○森浩二委員長 以上で被害状況の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○西聖一委員 本当に復興に向けて、私も現場に何回か行きましたけれども、建設業界の協力ってすごく何か目立ったんですね。先ほどこから協定を結んでいるという話があったんですけれども、これは何ですか、費用については後追いで、出来高で弁償するような方法になっているんですか。それとも、ボランティアというわけじゃないと思うんですけれども、お聞きしたいと思います。

○金子監理課長 費用負担できるものとボランティア的な要素があるものがあると思いますけれども、極力費用負担できるものについては費用負担をする予定にしております。

○西聖一委員 ボランティアは私は否定はしませんけれども、あんまりボランティアに頼ると、やっぱり私はおかしいと思うので、業界は業界でしっかり働いてもらうように、そして、それを行政はしっかりバックアップしていくような協定が望ましいと思うので、ボランティアに頼らなくて、できるだけ見てあげるようにしてもらえたらなというふうに思っています。

以上です。

○松永港湾課長 補足いたしますけれども、今回の先ほど御説明いたしました海岸漂着物

の回収の応急措置につきましては、後ほど、先ほど御説明いたしました補助事業が採択された段階で、きちっと実績をお支払いするというようなことを考えているところです。

○早田順一委員 砂防課にお尋ねします。

今回お亡くなりになられた方が土砂災害の方々ということでございまして、報道によりますと、土砂災害の警戒区域で、15カ所中9カ所が警戒区域外だったということで報道がされておりましてけれども、地図上で見ると、それぞれの地区でしているところとしていないところとあるんですが、その指定の調査の仕方というのはどのようにされているんでしょうか。ここをやってしまうと、危ないところから点々としていくのか、その調査の仕方をちょっとお尋ねしますけれども。

○古澤砂防課長 まず、先生のお尋ねは土砂警戒区域の指定でございましてね。

土砂警戒区域の指定につきましては、ベースになります土砂災害危険箇所というのがまずベースになって、そこからまずピックアップいたしまして基礎調査、基盤調査ということを行います。そのときには、ある程度エリアを全般的にやっております。先生おっしゃるのは、危険箇所の緊急度の高いところからやっていけばどうだという御質問かとちょっと思いますけれども、エリア的に一固まりのやつをまず大きく調査いたします。

なぜそういうことをやっているかと申しますと、土砂災害で避難区域を設定するわけですが、そのエリアが、集落あるいは住戸の連檐した地域、そこに1つじゃなくてたくさんの危険箇所があったりしますので、そういったものをまとめて調査をして警戒区域の指定をやっていくという考え方、そしてまた、地元の方々に、危険箇所がこういうところにあります、避難体制をつくる必要がありますということの説明をしていくと

いうことで考えております。

今回の、危ないところから優先にやったらいいじゃないかというのも、確かにそうでございます。そこだけじゃなくて、周りもやはり危ないところがあるということも認識していただくためにも、面的な形での調査をやってきているところでございます。

以上でございます。

○早田順一委員 その調査の仕方ですね。国の基準があると思いますが、調査をするときに、何を基準にその調査をされているのかというか、だから、近くの場所で調査をするところとしていないところがあって、結局してないところが崩れてお亡くなりになられたりしているわけでしょう。だから、その土地の地質というか、そういうところをどんなふうにされているのかが私は不思議なんですよね。だから、例えば、急傾斜であっても地盤がしっかりしているところとか、緩やかなところでも地盤が緩いところとか、そういう基準の調査の仕方が、何か見直しが必要じゃないかなという思いがしたんですけれども、いかがですか。

○古澤砂防課長 先生の御指摘は的を射ていると思います。

土砂警戒区域の指定につきましては、いわゆる溪流であれば、先ほど申し上げました、土石流危険溪流をベースに、いわゆる谷筋になっているところが1つとして地形図から判断して調査をやり、警戒区域を設定するようにしております。あと、崖でございまして、崖につきましても、30度以上というものを崖ととらえて、そこを崖の危険箇所と。そこを、また先ほどの基盤調査の中で調査して警戒区域としているところでございます。ですから、先生のおっしゃいました、地質をどれほど考慮しているのかということは、その中では考慮はされていないと。いわゆる、

地形図から判読して、ここは危険な傾斜がある、危険な谷があるということで判定をして警戒区域というのを定めております。

ですから、先生のおっしゃいましたように、地質をもっと考えて、例えば阿蘇のいわゆる火山灰土質であれば、こんなに緩い勾配でも危ないんじゃないかということまで考慮すべきじゃないかということは、今回の災害で私どもは非常に感じたところでございます。

以上でございます。

○早田順一委員 そのことは、県が決めることじゃなくて、国の法律上にととってされているわけでしょう。だから、国自体のそういった基準を変えてもらわないと、これからもそういった指定外でもこういった死亡事故が起きたりとかすると思しますので、しっかり国のほうには言っていたきたいというふうに思います。

○井手順雄委員 先ほど西先生のほうからお話がありました、建設業界が今回は大いに目立ったと。先ほどの話を聞いていたら、ボランティアで出て当たり前のごたる言い方をしたですね。

県としては、この建設業界がおらんかったら、あなたたちは何ができてたというようなことですよ。おってこそこういう復旧ができた、できているという状況じゃなかろうかと私は思っております。まず出てくる言葉が、建設業界に感謝しているとか、そういう言葉が一番最初出てくる言葉じゃなかったですか。どぎゃん思いですか。当たり前と思うんならはどうですか。

○金子監理課長 今回も含めて、阿蘇、菊池を含めて、かなり建設業協会も当初から……

○井手順雄委員 阿蘇だけじゃありません

よ。熊本市からも出ていますよ。

○金子監理課長 そういう意味では本当に感謝しているところでございますし、災害対策本部のほうでも、活動状況については報告させていただいております。

○井手順雄委員 やはり今回、こうやって出てくださいというようなことで、気持ちよく協会は受けて出ておられます。しかしながら、中には、県から1本も受注していないのに何で出らんかというふうなことを考えながら、やっぱり災害だからということで一生懸命今復旧をやっておられます。そういうことを考えれば、やっぱり業界というのは絶対必要なですよ。私はそう思っております。

そのためには、その業界に対して、やはりもう少し手厚くいろんなことを考えてやる。費用を出せるところは出しますけれども、ボランティアのところはボランティアで、そうじゃないんですね。やはり見てやる場所は見てやるというようなことをひとつ考えていただきたいというのが1点と、あと、やはり県の工事にしろ、市町村の工事にしろ、仕事を持っています業界は。それを取りやめて今現在復旧されております。その際、自分たちの受注した工事というのはストップしているんですね。これに対して、何らかの——その弊害で工期が長くなって工期内に間に合わなかったとか、そういった何らかの手当てというのは、されるようなあれはありますか。

○金子監理課長 今のところ具体的にこういう工期の延長を考えないかぬという事態はまだ聞いておりませんが、今回の被災の対応に伴ってそういうことが発生すれば、請負契約の中で配慮したいと思っております。

○井手順雄委員 ぜひともそういうことは配慮してやっていただきたいというふうに思い

ますし、後から本題に入っていくんでしょうけれども、そちらのほうでまたお話ししますが、この業界のあり方というのか、やはりこれは改めて、私は、建設業界というのは重要な存在なんだというのを、県民、また皆さん方が認識されたというふうに思っておりますので、やはり今後は土木部としては、協会のスムーズな再建というか、今後生活ができるような体制をもう一步考えてやっていただきたいというふうに思います。

それと、港湾課にお聞きしますけれども、先ほど、これは実費で回収したものはお支払いするというようなことでございます。熊本市海岸はありませんでした。そうなんですけれども、今第1発目で回収が行われてこういう数字が出ています。いよいよ大潮になってきて、今度は第2波というのがまた海岸に寄ってきます。8月いっぱいぐらいまでは、この瓦れきというのは出てくるんじゃないかと予想されます。海面に浮遊しているやつがですね。そうした場合、いつごろまでこれは続けるというか、そういったお金が出るというか、回収を続けられるものなのか、幾らまでになったら取りやめとか、そういった何か取り決めはあるんですかね。

○松永港湾課長 井手委員おっしゃいましたように、正直申し上げて、まだ日々漂着の状況は変わっている段階です。といいますのも、やっぱり先週末が大潮でございまして、今小潮になっていますけれども、潮汐であるとか潮流によってまだ海面を漂っている、漂流している漂着物、流木とか相当あるというような報告を受けています。ですから、毎日、潮の干満によって数量が相当大きく変動しているのが実態でございます。

それにつきまして、先ほど説明しましたように、関係省庁と協議して、できるだけ早く本格的な最終処分をやりたいと思うんですけれども、委員御指摘のように、まだまだちょ

っと先が見えない状況で、できるだけ観測を続けながら、やっぱり現場の状況を見て、できるだけ長くやらなきゃいけない。ただ、一方では、早く着手しなきゃいけないものですから、その兼ね合いを踏まえて考えていきたいと思えます。現時点でまだ、国といつまでが最終処分だとか、そういうのは全くございません。

○井手順雄委員 海岸をずっと私も見て回ったんですが、やはりいわゆる建設業協会といっても機械で取りますね。したところが、届かぬところ、何と云うのかな、海岸から遠いところにも漂着ごみがあるんですよ。だけん、台船か何かで船で行って取れば簡単なんですけれども、それが現在やれていないと。逆に言うならば、港湾関係の会社に言うて、そういった船を出して海から取るような形もとったらどうかなと思ったんですが、その辺はいかがでしょうか。

○松永港湾課長 現実問題といたしまして、もう天草は既に終わったと御報告したんですけれども、天草もやっぱりどうしても道がない海岸等がございまして、そういうときは船舶を利用して、台船等を持って行って処理しているといった事実もあります。

ですから、先ほど言いましたように、宇城と玉名は今本格的にやっていますけれども、そういう現場もございまして、そのあたりも踏まえてやっていくこととしております。

以上です。

○井手順雄委員 お願いします。

○内野幸喜委員 今の海岸漂着物の件でちょっとお伺いしたいんですけれども、きのうから荒尾のほうからやっています、私も実際現場を見に行ってきました。業界の方ともいろいろ話して、非常に頑張っていただい

たんですけれども、先ほどまさにおっしゃっていたとおりの、これから第2波というか、漁協の方もおっしゃっていましたが、30日ぐらいからまた大潮になるんじゃないかということで非常に心配されていたんですが、そこで漂着物の処理ですね。先ほどちょっと話出ましたが、実際長洲の方と話したら、これは長洲の場合は玉名の広域で焼却施設を持っているんですけれども、各町の判断で、例えばこれを早急に処理したいということもあるわけですね。これはもう当然海岸だけじゃなくて、阿蘇地域とか、そういったところもそうだと思うんですけれども、その辺は県から何か働きかけとか、こういうふうにしてくれとか各市町村に言っているのか、もしくは市町村のほうからも多分そういう問い合わせとかあると思うんですよね。その辺はどんな感じなのか。これは港湾課だけじゃなくて、部長のほうでも何か、今対応というか、どういうふうにしているのかというのを、その辺をちょっと聞かせいただければと思います。

○松永港湾課長 今委員御指摘のように、現実問題として、今私のほうに来ていますが、やっぱり運び出しができない海岸というものもございます。ですから、そういう場合は、現場で焼却ができないかという御相談も来ています。

先ほど言いましたように、基本的には、一般廃棄物なものですから、清掃工場での焼却が原則なんですけれども、そういうどうしようもない現場においては、これは原則から外れるんですけれども、海岸管理者が焼却処分するというのはできない法じゃない。これは玉名でも例年やっているんですけれども、そういうやり方も考えていかなきゃいけないと考えています。

それともう一つが、やっぱり現実に市町村が早く処分したいというのは、これははつき

り言って漁港でありますとか、港湾の中ですりありますとか、あとは海水浴場、そういうふうな日常の使用に支障が生じる、そういうところはもう既に各市町村とかで管理者のほうで処分をしておられます。今やっているのは、基本的に海岸の漂着というところなんですけれども、最終的に焼却も、いろんな各市町村の事情で、なかなか燃えにくいとかいうのもありますので、これについても、できるだけ早く関係市町村も集めて、地域振興局も集めて、どういうふうな対応をやっていくかの打ち合わせを今からやっていこうというふうに考えています。

以上です。

○内野幸喜委員 わかりました。いろんな問い合わせがあると思うんですけれども、そこは柔軟に対応していただければと思います。

○西聖一委員 ちょっと話が変わりますけれども、今度の水害で立野ダムの予定地、あそこの、要するに地盤の橋脚部分というか、基礎部分が大分やられていますけれども、今私のもらっているデータでは、立野ダムが仮にできたとしても、水量を20センチぐらいしか下げられないだろうという効果も言われているし、そもそも今回土台が流れたということで、前から言われていました、あそこの地盤は非常にもろいんじゃないかと、そういうところにダムをつくるべきじゃないという意見も入ってはいるんですよ。今はまだそういう状況になっていないと思うんですけれども、県の考えとして、やっぱりあそこに立野ダムをつくったほうがいいと思っているかどうか。それから、土壌について、本当に安全なんでしょうかという見解があったらちょっとお聞きしたいんですけれども。

○林河川課長 立野ダムにつきましては、御承知のとおり、熊本市を流れます白川改修の

一環ということでございまして、県といたしましては、その必要性というものについては十分認識しておるところでございます。

御承知のとおり、一昨年から始まりましたダム検証、これを今進めておりまして、県といたしましては、検証に当たりましては、予断を持たずに、国の提示資料、こういったものを詳細に検討した上で県の意見を述べていくということにしております。

いずれにいたしましても、政令市熊本市を流れる白川改修の一環でございますので、その必要性についてはやはり認識しているという立場でございます。

○西聖一委員 現在は必要性を認めているのはわかりますけれども、今回の災害を受けて、またこれからそういう議論の場があるんですか。もうそれだけでいいです。

○林河川課長 これまでにその再検証につきましては2回ほど検証が行われておりまして、その後パブリックコメントとかやっております、次回3回目の会議が——まだ時期は未定でございますが、開催される予定になっております。

○西聖一委員 わかりました。十分現状を踏まえて、将来の必要性も当然ありますけれども、現状を踏まえた意見を県は言ってもらうように私はお願いをしたいと思います。

以上です。

○杉浦康治委員 ちょっと象徴的なこととして最初に住宅のところなんですけれども、県営住宅の提供ということで記載がありますけれども、熊本市についてどういうふうな対応をされたかというのが把握されているのであれば教えていただきたいということと、今回かなり広域的なということで、熊本市も含めた被災の状況になっているんですが、いわゆ

る政令市以後についてこういうような状況になった場合に、国とのやりとりあるいは対応の仕方というのが、今後何か変化が出てくるのかどうかということについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○平井住宅課長 まず、熊本市でございますが、確かに住宅の被害は大きく出ておりますが、今のところ、熊本市は民間賃貸住宅も相当持たれております。そういったものの対応あるいは市営住宅、それから県営住宅にもお入りになっておりますし、そういったことの対応で被災者の方々を受け入れていくということ聞いております。

それから、今回のことにつきまして、政令市にはなっておりますが、これは災害救助法に基づく支援ということでございますので、そういった意味では、政令市あるいはそれ以外の市町村との相違はないものだというふうに考えております。

○杉浦康治委員 政令市になったからといって、特別、今までと違った熊本市側の組織なり対応なり、国とのやりとりが発生するということは多分ないだろうということですかね。

○平井住宅課長 やはり同じように、その災害救助法に基づく——窓口は健康福祉部となっておりますが、熊本市も、ほかの市町村と同じように、そこを通じて国とやりとりをやっていくというような形は同じだというふうに思っております。

○早田順一委員 河川課にお尋ねしますけれども、復旧、復興に向けた取り組みの中で「再度災害防止の観点から、効果的な治水対策について早急に検討を進める。」というふうに書いてありますけれども、効果的な治水対策という言葉が、今回のこの7時間で452

ミリ降ってこういったような被害が出たわけですが、これぐらいの雨を想定した治水対策をされるということなんでしょうか。

○林河川課長 災害復旧につきましては、原形復旧というのがこれは基本になりますけれども、同じような復旧をしたのでは、再び同じような災害をこうむってしまうというケースもございます。そういった場合につきましては、改良的な要素を含めて対応するということとなりますが、河川の場合には、例えば道路とは違いまして技術的な制約がございます。例えば道路の場合ですと、非常に狭いような箇所がございましたら、そこを広げるといった対応ができますが、河川の場合には、例えば上流部ですとか中流部で流下能力がないようなところがあった場合、不用意にそこを広げますと、下流のほうにしわ寄せが参りまして、場合によっては人災ということにもなりかねませんので、その辺につきましては、下流の進捗状況とバランスを図りながらあるいは下流と一緒にしながらと、そういった計画上の制約を配慮するということが必要でございますけれども、極力そういった改良的要素を加えた改良、改修ができるように、県としても頑張っていきたいという気持ちを込めたコメントでございます。

○早田順一委員 何かよくわからなかったんですけれども、結局は100%防げないということなんでしょうか。多少は被害が出て、大きな被害を出さないようにしていくということでしょうか。

○林河川課長 実は、昨年の3.11の津波もございまして、ハードだけではやっぱりすべての災害、洪水について対応するのはなかなか難しい面もございまして、そのところはソフト対策と一体となった対策を打っていきたいというふうに思っております。

す。

○早田順一委員 ということは、ハード面では防げないから、今回のような雨が、まあ何年後、何十年後か降るかわかりませんが、そういう被害が起きそうなところは、とにかく逃げて、少しでも被害を食い止められるような治水対策をこれからやっていくということですね。

○林河川課長 そのとおりでございまして、できるだけハードでカバーできる場所についてはハードで頑張っていきたいと思いますが、ハードでカバーできない分についてはソフトで補完していくといった対策もあわせてやっていきたいということでございます。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

ちょっと1つだけ聞いていいですか。砂防課。

治山ダム、砂防ダムとあるんですけれども、今回の水害で満杯になった場合、あれは中身は取らぬわけでしょう、たまった分は。その後どうさるつとですか。

○古澤砂防課長 既設ダムで、ダムがあったおかげで土石流が軽減あるいはそこでとめたダムがございまして。今回のやつで、今災害復旧で、おっしゃるように、異常埋塞しているやつは取れるのは取っていく、そしてまた、今回の新たなポケットと言っちゃちょっと語弊がございまして、それを確保するため、砂防ダムの掘削を考えていきたいというふうに考えております。

○森浩二委員長 それは災害で見らるつとですか。

○古澤砂防課長 災害で見れる部分と見れない部分、いわゆる通常の維持管理じゃないかと言われる部分がございますので、災害で見れる部分は災害で見たいと思いますし、通常の維持管理の範囲であれば、そこは掘削をしないというふうに考えております。

○森浩二委員長 わかりました。

ほかに質疑はないですね。——なければ、次に、入札制度の見直し結果の検証について執行部からの説明を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○金子監理課長 報告事項の2の資料をお願いいたします。

前回の第3回建設常任委員会において、入札契約制度の見直しの検証の報告の際に、委員の各位から、詳細なシミュレーションが必要であることと、元請、下請関係の適正化など、下位ランク等の対策についての御意見等もありまして、再度委員会で検証を行うことになりましたので、報告させていただきます。

資料といたしましては、報告事項2という資料と、別冊で資料の1から4までのカラー刷りのものを1冊、それと資料5を1冊配付しております。

まず、報告事項の2の1ページをお願いいたします。

今回の見直しは、建設投資が縮小する中で、今後とも技術と経営にすぐれ、地域に貢献する建設業者を確保するため市場環境の整備をするもので、建設産業振興プラン、アクションプログラム及び建設業協会から県議会に提出され採択されました公共工事における需給アンバランスの早期是正を求める請願への対応をするもので、主要な土木一式工事1,000万以上について、十分な施工体制を有する上位ランク業者A1、A2ランクに集中し

て発注するというものでございました。

中段のグラフが、土木一式工事の発注標準、格付の見直し内容でございます。

発注標準見直しの内容は、土木一式工事において、従来9,000万以上を特A、3,000万以上をA、1,200万以上をBクラスに発注していたものを、5,000万以上についてはA1、1,000万以上をA2、300万以上をB、それ以下をCクラスに発注することとしたものでございます。

また、格付を見直して、A1ランクを60者、A2ランクを300者、Bランクを約500者、Cランクを約1,030者としたものが主な見直しの内容でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

格付、発注標準の検証でございますが、各ランクの発注標準額のシミュレーションについては、下記のシミュレーション設定表のとおりですが、A2ランク、ちょうど表の真ん中ですけれども、A2ランクの上限を6,000万から4,500万まで、下限を2,000万から1,000万まで、それぞれ500万円刻みで12ケース、12パターンのシミュレーションを実施いたしました。

シミュレーションの結果については、別冊の資料の1をお願いいたします。カラー刷りの別冊の資料1、A4を横にしたものでございます。

まず、上段の棒グラフでございます。

各ランクごとの発注シェアで、一番左端は、過去6年間の発注額を平均したものでございます。左から2番目以降のグラフが12ケースのシミュレーションになります。一番上のほうの青色がA1です。赤がA2ランクになります。緑がBランクになります。

中段の検討1の表をごらんください。表の3段目、A1プラスA2という欄でございます。

これが72.3%となっております。これは過去6年平均の上位ランクであります当時特A

とAのシェアでございます。

今回の見直しは、上位ランクの発注シェアを高めることを目的としておりますので、A2発注の下限を1,000万円に設定したものが92.6%というシェアになっています。上位ランクのシェアが高くなっております。

同じ検討1の表の1段目と2段目をご覧ください。

過去6年のA1ランク、A2ランク、当時は特AとAになりますけれども、平均シェアは31.4%と40.8%でございます。特Aクラスが約3割、Aクラスが約4割のシェアだったということでございます。

今回の見直しにより発注標準を引き下げることは、下位ランクの発注分を上位ランクに配分することになりますので、できるだけ上位ランクのA1ランク、A2ランクに均等に配分される状況が望ましい姿と考えております。

最下段の検討2の表をご覧ください。

A1とA2ランクの増加率の比較でございます。3段目のA1マイナスA2の差が少ないものが、A1、A2により均等に配分されるということになります。

一番左ですけれども、1の1のケースをご覧ください。

A2が6,000万円から2,000万円のときの発注標準の場合でございます。A1が3.37%増加します。A2は7.15%増加します。これはA2ランクのほうに3.7%より多く配分されたということになります。

次に、1枚めくっていただいて、資料2をお願いいたします。

これまで発注総額の検討を行いました、資料2は、1者当たりの発注額の減少率をシミュレーションしたものです。

1者当たりの受注額は、発注総額の大幅な減少によってすべてのランクで受注額が減少しておりますため、1者当たりの発注額はすべてマイナス表示になっております。その中

で、減少率、減少幅が、同じ上位ランクであるA1ランクとA2ランクとの間でできるだけ差がない場合が一番均衡がとれているということになります。

下段の表をごらんください。

1の1のケース、A2クラスの発注標準が6,000万から2,000万の場合でございますが、このケースでは、A1がマイナス40.8%、A2がマイナス23.4%で、差が17.4%になります。この差が小さいほど1者当たりの発注額がA1、A2で均衡がとれているということになります。

上段の折れ線グラフをごらんください。

A1が青色でございます。A2が赤色で、それぞれの減少率になっております。両方のグラフが接近するほど1者当たりの発注額の差が少なく、上に行くほど発注額の減少率が少なく有利になるということになります。

報告事項に戻らせていただきます。報告事項の2ページをお願いいたします。

2ページの最下段の部分でございます。(3)のシミュレーション結果でございます。

まず、検討1で、上位ランクA1、A2の発注額の確保についてでございます。

1,000万以上の公共工事は、ほとんどが国庫補助、交付金、起債対象事業など、会計検査の対象になっているため、これらの工事は、十分な施工体制を有する上位ランクA1、A2の建設業者に発注するとの基本的な考えにより発注の見直しを行っております。

A2ランクの発注標準の下限を1,000万円にすることにより、過去6年間平均で72.3%だったA1、A2上位ランクのシェアが、92.6%までに拡大しております。このことにより、平成23年度の土木工事が約126億円減少する中で、上位ランクのA1、A2は、昨年度、平成22年度の発注総額の約86%を確保できております。

このように、発注標準を1,000万円とした1の3、2の3、3の3、4の3のケースの

型は、土木工事が激減する中でも、上位ランクのA1、A2への集中投資をするという目的を達成できている状況になります。

検討2でございます。A1とA2との均衡した発注額の配分についてでございます。

上位ランクであるA1、A2の発注シェアを増加しても、どちらかにその配分が偏ることは好ましくないため、A1とA2のシェアの増加率はできる限り均衡する設定が適切という考えで検討しております。

この点からは、2の2のケース、A2ランクが5,500万から1,500万、それと、3の3、5,000万から1,000万、1の1、6,000万から2,000万、3の2の5,000万から1,500万、2の1のケースの5,500から2,000万の順で、A1とA2のシェアの増加が均衡している状況にあります。

次に、4ページをお願いいたします。

検討3でございます。こちらは、1者当たりの受注額、上位ランクA1、A2の間の均衡を検証したものでございます。

1者当たりの受注額、発注額は、発注総額の大幅な減少により全ての場合で受注額が減少しているものの、その減少幅は、同じ上位ランクであるA1、A2の間で差がないことが望ましいという形で検討しております。

この点で、A1とA2との受注額の減少率の差が少ないのは、順に、2の1の場合、3の1の場合、3の2の場合、3の3の場合と2の2の場合でございます。このうち、3の1の場合を除き、A2よりもA1のほうが受注額の減少が大きくなっております。すなわち、A2の場合が有利になっているということでございます。

最後に、検討結果の総括でございます。

検討1の結果、A2の発注標準の下限が1,000万円の型である1の3、2の3、3の3、4の3は、上位ランクの集中投資や受注額の確保について最も効果が高いという結果でございました。

検討2のA1ランクとA2の受注額のシェアの配分でございますが、この配分が均衡する型としては、2の2の場合、3の3、1の1、3の2、2の1の順番に増加率が近いという結果でございました。

第3の場合、これは1者ごとの受注額でございますけれども、同じ上位ランクであるA1ランクとA2ランクの間で、1者当たりの受注額の差が少ない型としては、2の1と3の1、3の2、3の3、2の2の順に減少率が近いという結果でございました。

最後に、シミュレーションの結果を、順位点をちょっとつけさせていただいてシミュレーション結果を点数化させていただきました。それが5ページ中段にありますシミュレーション結果の順位一覧でございます。

検討1から3までの評価について、ケース1からケース12までで一番目的に沿った評価が得られたものを12点、それから、一番点数が低いものを1点として加算した場合にどういう結果だったかというのを順位点一覧で記載しております。

これによりますと、今回発注標準を設定した5,000万と1,000万の3の3のケースですけれども、これが一番いい結果になっています。それと、2番目は2の2のケース、A2ランクを5,500万と1,500万にしたケースが2番目、3番目が3の2のケース、A2ランクの上限を5,000万、下限を1,500万に設定したこの順番になっております。

結論でございますが、検討の結果、3の3、現在の発注標準が見直し目的に沿っており、上位ランクの間で一番均衡がとれた発注標準ではなかったかと考えております。

最後に、6ページをお願いいたします。

下位ランクの業者、下請業者への対応についてでございます。

平成23年6月の見直し時の下位ランク業者の状況でございますが、B、Cランク業者は、元請業者として県工事を受注する割合が

少なく、上位ランクに比べ、県工事の受注減による経営の影響は少ないものと考えております。

資料については、別添資料3に、土木一式業者の公共依存度についてグラフにしたものを添付しております。資料3をお願いいたします。

資料3の一番上の表について、ちょうど右から3列目が公共工事受注における県工事の受注割合でございます。

下のグラフのほうが、その受注割合を棒グラフにした表でございますが、特Aの場合は、県工事の割合は39.5%、Aランクが36%、Bが17.8、Cランクが14.4と、下位ランクに行くほど県工事の依存度が低くなっております。

次に、平成23年度格付について、上位ランクA1、A2を360者としております。平成22年度までは、特AとAランクを合わせ304者ということでございました。平成22年度までBランクだった業者のうち、平成23年度から66者が新たにA2ランクに格付されております。

最後に、平成23年度の下位ランク等の対策でございますが、県外業者へ下請工事を出す際に、下請報告書に理由書記載を義務づけております。

また、今回の制度見直しに当たっては、建設業協会全支部を訪問して、下位ランク業者への下請工事等の発注促進を依頼しております。

次に、県建設産業連合会の県内業者への下請工事等発注促進も依頼しております。

指名業者を、10者から、B、Cランクについては15者に拡大をしております。

それと、県内受注促進として、国等の出先機関についても、県内企業の受注機会の確保を依頼しております。

それと、優良工事施工者については、上位ランクで入札を指名する制度について、従来

の各地域ランク1者について、3者まで拡大をしております。

あと、今年度2月には、市町村に対しても、県内企業の受注機会の拡大を依頼しております。

最後に、その他元請、下請関係の適正化等に対する施策の実施でございますが、別添の資料4に取り組みの状況を記載しております。下請報告書提出による指導あるいは経営事項審査時における指導、下請発注実態調査あるいは工事現場一斉立ち入り等を行っております。今後とも元請、下請適正化や県内企業の受注促進に向けて取り組んでいきます。

以上、報告事項についての説明を終わります。

○森浩二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○井手順雄委員 詳細に分析していただいて、シミュレーションしていただきました。

基本的な考えが、上位ランクの集中投資という観点からの考え方ですな。私がこの間言ったのは、これはいずれはこういうことでやってほしいんですけども、現時点において、Bクラスあたりが仕事がもう激減していると、500社近くいらっしゃる中で、その人たを何とかできないかというようなことを強く申し上げた前回の委員会でした。

しかしながら、今回も、その辺は全然関係なく、上位ランクを集中投資し、3の3型で、これが最もよかったという話ですけども、2の2でもいいんじゃないかということでも問題ないと私は思っております。しかし、これを何回言うても、執行部はそこで終わろうとするんでしょうけれども、結局この入札制度というのは、この発注標準というのは、結局どこで切っても、例えば上位ランクをよく集中したら下位ランクがだめになる、

下位ランクをちょっと上げてみようとしたら今度は上位ランクがだめになると、いわゆるパイが一緒なんです。その中でやりとりということをやっても何の結論も出てこない。なら、どこに視点を置くかという形で、執行部は上位ランクに視点を置いて考えているということですか。私たちは、下位ランクを視점에置いて考えてくださいとお願いしているんですけども、ここに来て平行線というような形です。たいな。

あと何を考えるのかたい、そうしたら、その打開策。先ほども言ったように、建設業界というのは大変必要な業界である、それをどう守っていくかと。やはりA1も守らなくちゃいけない、A2もBも守っていかなくちゃいけない、そういうことをやっぱり県は考えていくべきであろうと私は思うんですけども、そこで、この総発注量というのはどう変えてもこの方式で行くというならば、あと何を改正したらいいのかなと思う中で、やはり最低価格ですよ。最低価格の見直し、私はこれが一番の打開策であろうと。百歩譲って、じゃあ発注標準に関してはこれでオーケーです。そのかわり、最低価格の見直しの検討というのをぜひともしていただきたいなという思いがあります。

九州においても、3県か4県かはもう90%という話の中で、長崎あたりは95とかいう話にもなっております。熊本県においては85前後で今推移していると思いますけれども、それを90に上げていただければこういう問題は払拭するんじゃないかろうかという思いがありますので、そこをちょっと検討していただきたいなというふうに思います。何かコメントがあれば。

それともう1点、先ほど、災害でボランティアに行かされている業者があります。この業者というのは全て把握されているとですかね。この2点。

○金子監理課長 最低制限価格の見直しについては、積算の問題も含めて、十分検討してまいりたいと思っております。

あと、災害のボランティアというか、災害のほうの建設業協会の参加の業者関係でございますが、県のほうで災害協定に基づいて要請を行った業者については全て把握をしております。ただ、人命救助とか、それ以外の活動もされておりますので、それについても、対策本部を通じて全部確認をしたいと思っております。

○井手順雄委員 今度経審あたりで、いろんなボランティアとか総合評価等にも出てきますけれども、今回の災害でしっかり頑張った人というのは、やっぱりどこかで加点してやるべきだろうと私は思っています。そういった意味では、今後、そういった総合評価だとか経審の切りかえのときには、この辺をもうちょっと加点をしてやるとか、そういった対応ができないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○金子監理課長 総合評価の加点もあるいは経審についても、今回の災害等について、できるだけ反映できるような工夫をしたいと思っております。

○井手順雄委員 よろしく願いしておきます。

以上です。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○西聖一委員 今井手委員もおっしゃいましたけれども、最低価格を上げていただくことは大事なことだと思うんですけども、結局A1、A2に金額が高いやつが集中するわけですから、その孫請、下請というのは、やっ

ぱりそのC、Dランクの業者に来るわけですよ。そこで、今一番言われているのは、公共事業のワーキングプアと言われているのは、結局下請、孫請に行くときには人件費も出ないようなやつで投げているという実態があるわけですよ。

入札の条件として、やっぱり仮に下請させる場合であっても、当然想定した単価の人件費がその下請、孫請まで行けるようなことをやってくれというのが今進められている公契約条例なんですけれども、そういう考えは熊本県は持っているんですかね。入札条件として入れる考えはないんですかね。

○金子監理課長 公契約条例については、今——県レベルではありませんけれども、政令市等では幾つか進めているところはあります。ただ、国の見解といいますか、考えでは、最低賃金法の問題とか、労働基準法の問題とか、法律等の問題もありますので、今すぐに公契約条例を条例化するというところは考えておりません。

○西聖一委員 今は考えていないことはわかりますけれども、考えていただきたいのと、僕は、A1、A2には集中してもいいけれども、やっぱり下請、孫請するところもちゃんと適正な金額で下請させないと大変なことになると。やっぱり下のほうが苦しむ状況が出てくるわけで、結局、それは県民ですから、県民がまた税金を納めることもできなくなって、生活保護が必要という悪循環になるわけですから、そこはきちんと労働単価というのが守られて、公共事業がしっかりいけば県民、業者も潤うというような形をちゃんとしてほしいなと思いますので、よろしく願います。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○内野幸喜委員 前回の委員会のお聞きした分だったんですが、ちょうどきょう資料をいただきました。県内の市町村の中で、A1、A2の会社がない町村が幾つありますか。県内で2つの町と村、町と村が1つずつがないということなんですけれども、やっぱりそうしたときに一番心配なのが、先日の豪雨災害等の復旧活動のときに、そうした建設業界の方とかにお頼みするわけなんですけれども、例えば、この前も言いましたけれども、もう今協会にも入らないとか、そういった声もやっぱり出ているわけですよ。特にメリットがないと。そうしたときに、そうした災害が起こったときに迅速に対応していただける会社がなくなるんじゃないかという懸念があるわけですよ。

これは町村名を出していいかどうかかわからないですけれども、今回災害が起こった管轄域内にあるわけですよ。その辺はどうだったんですかね、実際今回は。

○金子監理課長 まあ、幸いと言ったら何ですけれども、今建設業協会の中には、阿蘇の場合、菊池の場合も、Bクラス、Cクラスも協会の中に入らせていただきまして、今回の対応について、協会では全体で取り組んでもらいましたので、災害対応がおくれたところとはなかったと聞いております。

○内野幸喜委員 ただ、これから当然県の公共工事の予算というのは減ってくるわけですから、場合によっては業者さんの数も減る可能性も出てくるわけですね。そうしたときに、これからそうしたこともやっぱり懸念材料に私は出てくると思うんですよ。その点はどうか。

○金子監理課長 先ほど井手委員からの指摘も同じだと思うんですけれども、下位ランク

のB、Cクラスもきちんと——県のほうでは、下請も含めてあるいは市町村工事も絡めながら、きちんと協会内部でも業者数が確保できるような体制をとる工夫は必要と考えておりますので、そういう対応をしたいと思っております。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。ないですね。——なければ、以上で質疑を終了します。

今回の建設常任委員会の入札制度の見直し結果の検証ですが、委員長としてのまとめとして、執行部に対して要望があります。

全体として建設投資の減少があり、全てのランクとも発注量が減少しており、各企業とも経営環境は厳しい状況です。

公共工事が減少する中、全てのランクを満足させるようなものは難しいと思いますが、特に下位ランクは厳しい状況にあり、下請保護や県内業者の受注機会の確保の推進は、今後も強力に進めていただきたい。

また、行き過ぎた価格競争により、落札率が低下し、採算性の悪化や利益が出にくい状況にあります。最低制限価格や積算単価の引き上げの検討も必要だと思います。

そこで、執行部に対して、1、下請工事でも利益が出るような元請と下請への指導の徹底、2、最低制限価格や積算単価の引き上げの要望、3、総合評価落札制度における地域貢献度の評価のあり方、以上について、引き続き検討を行うよう要望したいと思います。

以上、よろしく願います。

○井手順雄委員 それは文書で出せばよかじやなかですか、委員会から。

○森浩二委員長 じゃあ、今の件について、委員会より要望書を出させていただきます。

○早田順一委員 この検証委員会というの

は、本年度ずっと続いていくんでしょうか。

○森浩二委員長 普通の建設常任委員会で検討する場を持っているんです。だから、第4回となる。

○早田順一委員 じゃあ、執行部からの答えというのは委員会で受けていくわけですか。別にするというわけじゃないですね。

○森浩二委員長 そうそう、委員会で受けることになる。

じゃあ、次に、その他に入りたいと思いますが、何かありますか。ないですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第4回建設常任委員会を閉会いたします。委員各位、執行部の皆さん、大変御苦労さまでした。終わります。

午後3時22分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長